

平成 1 9 事業年度

〔 自 平成 19 年 10 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

第 1 期

事 業 計 画

郵便局株式会社

はじめに

郵政事業は、明治4年の郵便制度創設以来、あまねく全国に設置された郵便局ネットワークを通じて、郵便、郵便貯金、簡易生命保険等、国民の日常生活に必要な生活基礎サービスを一体的に提供してきましたが、今後は、持株会社である日本郵政株式会社の下、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の各社によるJP日本郵政グループに移行し、サービスを提供します。郵便局株式会社は、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から窓口業務等の委託を受け、全国津々浦々に設置した郵便局を通じ、これまでと同様のサービスを提供することとなります。

郵便局株式会社は、JP日本郵政グループスローガンである「あたらしいふつうをつくる。」の実現に向け、多様なニーズへの対応や郵便局のワンストップ機能を向上させるため、新商品・サービスを提供できるよう取り組みます。

さらに、これまで公の機関として培ってきた安心・信頼という貴重な財産を、更に大きく確実なものとするため、コンプライアンスの徹底等に取り組みます。

第1 業務運営の基本方針

郵便局株式会社は、「身近な郵便局ネットワークを通じて、商品・サービスをわかりやすく提供することにより、「お客様の現在と将来のよりよい生活づくり」に貢献し、お客様や委託会社から長くご利用いただける経営を実現します。」との経営理念の実現を目指します。

1 事業環境

郵便事業株式会社（以下「郵便事業会社」といいます。）の窓口業務を受託し、また、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）の代理店として金融商品を販売します。当初はこれら3社から支払われる委託手数料が当社の主たる収入となります。それぞれの事業環境は以下の通りです。

(1) 郵便事業会社からの受託業務を取り巻く事業環境

郵便事業を取り巻く環境としては、通常郵便物の取扱物数について、足元において下げ幅が鈍る動きはあるものの、平成13年度の262億通をピークとして、毎年3%程度減少してきています。一方、冊子小包(ゆうメール)については、これまで料金引下げやサービス改善などにより通常郵便物からの利用変更もあって大きく伸びてきていますが、足元では伸

びが鈍化する動きがあります。

なお、同業他社の提供するメール便の取扱いも毎年 10%を超える大きな伸びとなっており、平成 18 年度には 2.2 億通を超え、通常郵便物の減少の一因ともなっている状況です。

宅配便など小型物品の配送市場は、年 3%程度の緩やかな成長が続いており、各社がお客さまのニーズに応じたサービスの向上に努めつつ、激しい競争を展開しています。

(2) ゆうちょ銀行からの受託業務を取り巻く事業環境

リテール金融市場では、貯蓄から投資への流れが加速しており、少子高齢化の進展により個人の投資関連商品・サービスへの要求が高まっています。投資信託等の販売増は見込まれるものの、貯金は残高・口座数とも減少が続く見込みです。

また、コンプライアンス、業務品質の確保に対する要請が高まっている中、不適格な金融機関においては業務停止命令等、厳しい行政処分を課される状況にあります。

このような背景から、金融商品取引法が制定・施行されるなど、企業に対してより厳格な内部統制、コンプライアンス態勢の構築が求められています。

(3) かんぽ生命からの受託業務を取り巻く事業環境

生命保険市場においては、少子高齢化、世帯構成の変化等により、伝統的な死亡保障へのニーズが縮小する一方で、医療・介護等の第三分野商品、年金商品などの生存保障ニーズが高まるなど、マーケット構造が大きく変化しつつあります。

販売チャネル面においても、通信販売などによるマスマーケティング、平成 19 年 12 月に全面解禁が予定されている銀行による保険商品の窓口販売、来店型保険ショップなど、従来の営業社員による訪問勧奨といったスタイルとは異なるお客さまが自ら足を運び保険を選ぶというスタイルに対応した新しい販売チャネルが台頭しつつあります。

また、生命保険会社には、保険金支払管理の適切性の確保、適合性原則に基づくお客さまニーズに合致した保険商品の販売を行うための意向確認書面の導入など、より高いレベルの契約者保護が求められています。

さらに、昨今続発している企業の不正な会計処理、不適切な品質管理、不十分な危機管理により、保険業界に限らず、企業運営全般に厳しい目を向けられています。このような背景から、金融商品取引法が制定・施行されるなど、企業に対してより厳格な内部統制、コンプライアンス態勢の構築が求められています。

2 課題への取組み

- (1) 郵便事業会社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の代理店として、3社と協同で営業戦略を構築し、収益確保に積極的に取り組み、営業力の強化を図るとともに、効率化を進め、生産性、収益性の向上を図ります。
- (2) 全国の郵便局ネットワークを活用し、新たな金融商品の代理販売、小売業、不動産事業などの新規事業を展開し、新しい収益基盤を確立します。
- (3) 多数の小規模局を中心とした当社の店舗ネットワークの特性を踏まえた管理態勢を確立することにより、銀行代理業者・保険募集人等としての高い業務品質を確立するとともに、コンプライアンス、リスク管理、CS推進を徹底し、内部統制を確立します。
- (4) お客さまに対し、よりきめ細かくスピーディな商品・サービスの提供を実現するため、将来を見据えた自社システムを早期に開発、整備します。

3 基本方針

(1) コーポレートガバナンスの確立

代表取締役の下に執行役員を構成員とする経営会議を設置し、重要な業務執行に係る事項を審議の上、取締役会に付議するとともに、取締役会決議事項以外については、経営会議において迅速かつ機動的に協議・報告を行います。また、特に重要な事項については、経営会議の下に、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、CS委員会の各専門委員会を設置して検討を深め、重要な情報や認識を共有します。

(2) 業務品質の向上等

お客さま及び委託会社等からの信頼に応えられるよう、確実な事務処理の確保等に向け、体制の整備、部内者犯罪の防止、個人情報保護及び情報セキュリティの確保並びに現金過不足事故の防止等に取り組めます。

(3) 効率的な会社運営

ア 人件費

事務処理の機械化・効率化に取り組むとともに、委託会社から求められる業務品質の水準を確保しながら、期間雇用社員(高齢再雇用、契

約社員、パートタイマー等)の活用や生産性向上の取り組みの検討等を行い、人件費の抑制に努めます。

イ 物件費等

物件費等についても、競争契約の推進、施設関連費用の削減等により、これを抑制します。物件費については、競争契約を原則とし、複数年契約の推進、通販カタログ方式調達の徹底等により、物件費の抑制に努めます。施設関連費用の削減については、施設関連契約の集約化等による効率的な調達に取り組むとともに、局舎の新增築や保全工事の実施に際し、省エネルギー技術を導入し、光熱水料の削減に取り組みます。

(4) CSR (Corporate Social Responsibility) 推進

郵便局の地域密着による地域との共生と地域発展のため、環境負荷削減のため、省エネ・省資源に取り組み、環境に配慮した郵便局店舗の管理運営、カタログ販売事業の生産地直送品等の発掘、商品化を通じ、地域特産物の全国への情報発信や地域経済の発展に貢献、不動産開発を通じた地域の発展に貢献、ラジオ体操、スポーツ大会、環境活動など、地域イベントに積極的に参加し、地域に愛される郵便局を目指して、地域住民との交流に取り組みます。

第2 郵便局株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

1 郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務に関する計画

(1) 郵便事業会社の委託を受けて行う郵便窓口業務を実施します。窓口営業時間については、原則、月曜日から金曜日までの9:00から17:00までとしますが、お客さまの利用度合い等に応じ営業時間の延長や休日営業等を行います。

各種切手等及び年賀はがきの販売等により、平成19年度(下半期)においては、郵便販売額総額を約4,000億円と見込んでいます。

(2) 郵便事業会社の委託を受けて行う印紙の売りさばきを実施します。

平成19年度(下半期)においては、印紙売りさばき総額を約2,100億円と見込んでいます。

2 郵便局株式会社法第4条第2項に規定する業務に関する計画

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務に係る業務を実施します。

当該事務（証明書交付事務）は、548局（143市区町村）で実施（平成19年10月1日現在）していますが、今後、地方公共団体との意見交換等を通じ、取扱事務の拡大等にも取り組みます。

なお、当該事務以外の事務について、ごみ処理券等の販売やバス利用券等の交付等の受託窓口事務を約3,500局で実施します。

- (2) 郵便事業会社の委託を受けて行う国内物流事業に係る窓口業務を実施します。

取扱量の増加が期待できるゆうパックについて、窓口における声かけ等により、平成19年度(下半期)における国内物流事業販売額総額を約520億円と見込んでいます。

- (3) ゆうちょ銀行の委託を受けて行う銀行代理業務を実施します。

定額・定期貯金については、積極的に販売に取り組みます。

また、電信振替（現金自動預払機利用）の無料キャンペーンによるお客さまの現金自動預払機利用誘導を進め、窓口の混雑防止等によるお客さま満足度の向上に努めます。

年金自動受取りサービスの推進のため、必要に応じ、年金相談会を開催し、お客さまの年金に関するご相談に対応します。

これらの取り組みにより、平成19年度(下半期)における定額・定期貯金の新規預入額を19兆円（純増マイナス5.0兆円）、年金自動受取り新規申込み件数を48万件と、それぞれ見込んでいます。

- (4) かんぽ生命等を所属保険会社等として行う保険募集を実施します。

かんぽ生命と連携し、満期代替の取組みを強化し、各種の全国的なキャンペーンに参画します。

この取り組みにより、平成19年度(下半期)における生命保険新契約保険料(月額)を約200億円、年金保険新契約保険料(月額)を約60億円と、それぞれ見込んでいます。

更に、多様なお客さまのニーズにお応えするため、変額年金保険やがん保険などの第三分野商品等について、平成20年度以降の販売開始に向けた、商品供給会社の募集・協議をはじめとした各種準備作業を行います。

- (5) ゆうちょ銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業を実施します。

国債及び投資信託等の販売を行います。

投資信託については、平成19年10月に投資信託取扱局を390局拡大

し、約 1,300 局で販売します。販売に際しては、コンプライアンスの徹底を基本とし、お客さまへ最適な商品を提供する姿勢で販売することとします。

これらの取り組みにより、平成 19 年度(下半期)における投資信託販売額を約 2,700 億円と見込んでいます。

(6) 損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及びこれに付随する業務を実施します。

平成 19 年 10 月から、首都圏の約 20 局において自動車保険の取扱いを開始します。

(7) カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務を実施します。

生産地特選品販売、年賀状印刷販売、写真付切手販売を、また、販売チャネルとして、窓口、渉外社員に加え、インターネット販売、DM販売を追加します。

これらの取り組みにより、平成 19 年度(下半期)におけるカタログ販売額を約 370 億円(郵便事業会社への委託分を含む。)と見込んでいます。

(8) その他、次の業務を実施します。

ア かんぽ生命の委託を受けて行う郵便局窓口業務等受託者等に対する教育・指導・管理に係る業務

イ 当せん金付証票の発売等の事務に係る業務

ウ 原動機付自転車等責任保険に係る損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から委託を受けて行う郵便局に設置された公衆電話の維持・管理業務

オ 日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務

カ ゆうちょ銀行の再委託を受けて行う郵便貯金管理業務

キ かんぽ生命の再委託を受けて行う簡易生命保険管理業務

3 郵便局株式会社法第 4 条第 3 項に規定する業務に関する計画

承継する不動産を活用して行う不動産業務(不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。)を実施します。

平成 19 年度(下半期)においては、高度商業地域に位置する東京中央郵便局、大阪中央郵便局、名古屋中央郵便局駅前分室などの開発に向けた準

備として、設計、関係者との協議などを行っていきます。

また、低・未利用資産を駐車場、貸店舗・貸ビル・貸住宅等として有効活用を図ることにより、不動産賃貸業・管理業を実施します。

第3 郵便局の設置に関する計画

郵便局の設置に関しては、郵便局株式会社法第5条及び郵便局株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）に定めるところに基づき、過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として郵便局を設置します。

10月1日現在、過疎地における営業中の郵便局は、7,355局（直営の郵便局5,460局（分室3含む）、簡易郵便局1,895局）、一時閉鎖の郵便局は151局（すべて簡易郵便局）です。郵便局の設置や廃止（利用者が全く異なるような長距離の移転を含む）は予定しておりません。また、過疎地における郵便局の業務の廃止についても、現在のところ予定しておりません。郵便局の移転を行う際には地域住民の需要に適切に対応するとともに、地域住民が容易に利用することができるよう、移転先を個別、具体的に検討して実施します。一時閉鎖となっている簡易郵便局については、過疎地にかかわらず、引き続き、地方公共団体へ協力を依頼しながら公募を行い早期再開に向け取り組みます。さらに、平成19年から行った、手数料の見直し等のサービス水準を維持するための取り組みの成果を評価し、簡易郵便局を受託しやすい環境整備について検討を進めます。また、巡回による移動郵便局の試行や、営業日、時間を限定した郵便局の検討を行い、過疎地等におけるサービスの有効性を検証していきます。

過疎地以外も含め、10月1日現在、全国に営業中の郵便局は、24,116局（直営の郵便局20,234局（分室31含む）、簡易局3,882局）です。一市町村に一以上の営業中の郵便局は確保しております。一時閉鎖中の郵便局は424局（直営の郵便局7局、簡易郵便局417局）です。平成19年度（下半期）において、郵便局の設置（利用者が全く異なるような長距離の移転を含む）を1局、簡易郵便局の廃止を1局予定しています。郵便局の移転を行う際には地域住民の需要に適切に対応するとともに、地域住民が容易に利用することができるよう、移転先を個別、具体的に検討して実施します。

（参考）

郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）

（郵便局の設置）

第5条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

郵便局株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）

（郵便局の設置基準）

第2条 法第5条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過疎地については、法の施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
 - 二 いずれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が設置されていること。
 - 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。
- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
 - 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
 - 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域
 - 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
- 3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。

第4 その他事業の運営に関する事項

1 内部統制の確立

(1) 内部監査態勢

内部管理態勢等の内部統制の観点からの適切性及び有効性を検証する

ため、監査役・会計監査人とは別に、被監査部門から独立した監査部門を設けます。年度監査計画を策定して、年1回以上の総合監査を実施できる態勢を整備し、内部監査プログラムに則って準拠性・有効性の監査を行います。監査における指摘事項については改善状況を確認し、必要に応じてフォローアップ監査を行います。

(2) コンプライアンス態勢

コンプライアンス委員会とあわせ、会社全体のコンプライアンス推進の統括部署としてコンプライアンス統括部を置き、支社には、本社コンプライアンス統括部の直接の指揮命令が及ぶコンプライアンス室を設けます。その他、本社・支社の各部署及び各郵便局にはコンプライアンス責任者を配置します。

コンプライアンス基本規程、コンプライアンス・マニュアルを作成して郵便局等に配備するとともに、マニュアルの要点をまとめたハンドブックを役員及び社員に配布し、啓発に努めます。

コンプライアンス責任者向け研修及び階層別・担務別研修等を行うとともに、地区グループ単位でもコンプライアンス研修を実施します。

コンプライアンス・プログラムを本社にて策定し、支社において具体的な実践計画を作成、実行します。

郵便局における自局点検結果等を踏まえ、各県に配置する支社の業務インストラクターが、通常の郵便局には、年1回以上、問題が発生する懸念のある郵便局等には、回数を増やして臨局指導を行います。また、重大な問題が発生している郵便局等には、支社のコンプライアンス室も臨局指導を行います。受託業務に関する事項について、委託会社への重要事象の報告態勢を整備するとともに、業務品質向上のための対応策等の定期協議を実施する等、委託会社との連携を図ります。

(3) リスク管理態勢

リスク管理委員会とあわせ、総括的なリスク管理の企画立案部署としてリスク管理統括部を置きます。リスク管理基本方針に基づきオペレーショナルリスク（事務・システム・情報資産リスク）を管理対象とし、受託業務については委託会社とも連携し、適切に管理します。リスク顕在化報告、内部監査部門による内部監査結果、支社によるモニタリング結果等を基に、業務処理手順等を改善していくとともに、郵便局等におけるリスク発生等の情報を確実かつ迅速に把握するため、事故・不祥事・苦情報告システムを活用します。

(4) CS（Customer Satisfaction）推進態勢

CS委員会とあわせ、経営執行上のCSに関する方針、具体的運用、諸問題への対応等について検討するとともに、CS推進室を置き、苦情、意見、要望、感謝、賞賛、問い合わせ・相談等お客さまの声に関すること、CS推進に関すること等に対応します。

2 業務品質の向上等

(1) 業務品質向上に向けた体制整備

郵便局株式会社は、窓口機能を担う会社として委託会社からの受託業務について、関係法令、業務委託契約及び手続・マニュアルに従い適切に取り扱うことが求められています。郵便局株式会社は、委託会社と連携しながら、業務品質の確保・向上に取り組めます。

(2) 簡易郵便局のサポート強化

簡易郵便局のサポートについては、支社業務指導部において、指導・サポートを行い、業務処理の品質確保に取り組めます。支社地域スタッフとして、簡易郵便局サポートマネジャーを配置し、訪問点検及び是正指導、簡易郵便局受託者からの照会対応、支社業務指導部の指示に基づく指導等を行います。

また、簡易郵便局に対する管理事務を受け持つ郵便局を集約するとともに、管理事務を行う郵便局に担当者を配置することにより、適切な指導を行います。

(3) 郵便局におけるスキルアップのための取組等

郵便局長としての重要な職務について、「郵便局長マネジメント必携」として取りまとめ、毎日の業務における管理業務を徹底します。業務取扱については、より使いやすく改善した文書・規程類の活用や郵便局ポータルサイトの規程・マニュアル閲覧システムを活用し、業務フロー検索の容易化を図ります。専門的な業務手続等については、委託会社におけるヘルプデスク等を活用することにより、事務ミスを防止します。

また、各種研修の実施による社員の理解向上のため、講師の派遣等委託会社との連携を図り、簡易郵便局も含めた業務知識等に関する研修を実施します。コンプライアンス責任者向け、個人情報保護及び情報セキュリティの理解浸透のため、また、内部監査要員の人材育成のため、計画的な訓練・研修を実施します。

(4) 部内者犯罪の防止、個人情報保護及び情報セキュリティの確保

犯罪を防止するために局長等管理者が実施する自局点検項目を定め、そのうち、特に重要な点検を「レッドシート」として、点検の徹底に取

り組みます。点検の実施状況については、業務インストラクターによるモニタリングや内部監査により確認するとともに、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命による抜き打ち検査結果等に基づき、厳正な対応を行います。また、1週間以上連続して職場を離れさせる施策を実施し、その間に他局の局長等が取扱いを点検します。防犯カメラ、鍵・カード管理機等を配備し、防犯体制を強化するとともに、内部監査、業務インストラクターによるモニタリングを実施します。

組織ごとに個人情報保護及び情報セキュリティの管理責任者を定め、お客さま及び社員の情報について厳正に保管管理するとともに情報セキュリティの徹底を図ります。個人情報保護違反等のリスクを抑止するため、保存すべき証拠書類等の個人情報書類の絞込み等を検討します。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に係る個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を踏まえた管理を行います。

(5) 現金過不足事故の防止

窓口や渉外活動における取扱い、出納員との現金授受等において、オートキャッシャーや現金自動入出金機などの機器の配備とともに、「現金過不足事故防止マニュアル」に基づく基本動作の徹底により、現金過不足事故の防止に取り組みます。

(6) 点検・業務指導の実施

郵便局において、定期的に自局点検を実施するとともに、業務インストラクターが全郵便局に対し、最低年1回訪問点検を実施し、改善状況を確認します。改善がなされていない郵便局や問題が発生する懸念のある郵便局に対しては、訪問点検回数を増やす等の指導強化を行います。

(7) 郵便局からの迅速な報告と報告内容の管理・分析

事故・不祥事・苦情報告システムを活用し、郵便局で発生した事故、不祥事及び苦情を経営層及び委託会社に迅速に報告し、適切に管理・分析等を行うとともに、委託会社と連携し、事務管理のPDCAサイクルによる業務フローの改善に取り組みます。

(8) 迅速・的確なお客さま対応

お客さまからのご意見・ご要望・苦情等に迅速かつ的確に対応するために、郵便局窓口に加え、フリーダイヤル及びホームページでの受付を行います。

3 郵便局別損益管理による自律的経営管理

2万局を超える郵便局が、自ら創意工夫を凝らし、自律的に自局の損益の改善に取り組み、その結果が会社全体の損益の改善に資するよう、郵便局別の損益管理を中心とした経営管理を導入します。

また、各支社にサポートスタッフを配置し、各都道府県に駐在させ、郵便局別の経営管理のサポートを行います。

4 自社システム等の開発等

(1) 顧客情報管理システムの開発・営業支援の機能追加

クロスセルの実施に向け、個人情報のクロスセルの同意取得状況を管理するシステムを開発します。

(2) 自社システム等の開発準備

小規模局における3事業サービスを提供している特徴や今後の新規業務の拡大、提携企業の追加に対応するため、多機能な汎用端末の導入について検討を行います。

なお、検討に当たっては、郵便局での操作性や事務ミスが起こらないようユーザビリティを十分確保できるように努めます。

さらに、各委託会社の取扱いを中継し、取扱データを自動的に記録する自社システムの導入について検討を行います。

5 社員数

12万人（平成19年度10月1日現在の正社員数）

第5 その他

郵便局株式会社法第6条に規定する地域貢献業務計画については、速やかに認可申請の予定としております。同計画の認可に伴い、当事業計画に変更が生じる場合は、当事業計画の変更の届出について、認可後速やかに行う予定です。

別添 1

平成 19 事業年度 資金計画書

単位：億円

科 目	金 額
資金収入	
開始現金（前期繰越金）	3,301
営業収益	5,702
受託業務収入(郵便)	1,056
受託業務収入(貯金)	2,675
受託業務収入(保険)	1,899
その他収益	71
営業外収益	127
借入金	-
合 計	9,130
資金支出	
人件費	5,449
物件費	1,253
租税公課等	38
投資的支出	480
借入金償還	-
次期繰越金	1,910
合 計	9,130

(注 1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注 2) 「 - 」は計数が存在しないことを意味する。

別添 2

平成 1 9 事業年度 収支予算書

単位：億円

科 目	金 額
営業収益	6,515
郵便受託手数料	1,207
銀行受託手数料	3,057
保険受託手数料	2,170
その他営業収益	81
営業原価	5,676
人件費	4,560
経費	1,116
物件費	880
減価償却費	164
その他の経費	71
営業総利益	839
販売費及び一般管理費	661
人件費	286
経費	375
営業利益	178
営業外収益	149
営業外費用	87
経常利益	241
特別利益	-
特別損失	2
税引前当期利益	238
法人税、住民税及び事業税	83
当期純利益	321

(注 1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注 2) 「-」は計数が存在しないことを意味する。

(参考)

廃止を予定している郵便局

山古志簡易郵便局（新潟県）

< 経緯 >

新潟県中越地震に伴い、陽光台応急仮設住宅（約400戸）に入居する避難住民のために山古志簡易郵便局を設置。

当初、仮設住宅の設置期限である平成18年12月までを予定していたが、仮設住宅設置期間が、平成19年12月末まで延長となったことから、山古志簡易郵便局の廃止についても延長していたもの。

17年3月 7日 仮設住宅にて、長岡市が山古志簡易郵便局を開局

19年9月30日 山古志簡易郵便局一時閉鎖（仮設住民の減少に伴い、受託者からの申出により契約解除）

19年12月 仮設住宅廃止

< 今後の予定 >

3月中の廃止を予定。